

奈良県告示第百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年九月九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人内藤眼科	生駒市東生駒一丁目五二二番地	平成二十八年四月三十日
植田眼科診療所	生駒市元町一丁目三一二二	平成二十八年六月二十一日
イズミヤ薬局	北葛城郡広陵町大字安部二三六一―四	平成二十八年六月三十日
まつおかクリニク	橿原市新賀町二三二 橋本第二ビル二階	平成二十八年六月三十日
医療法人松井小児科	生駒市西旭ヶ丘一三一一八	平成二十八年七月三日
鎌田医院	五條市野原西一六―八	平成二十八年七月十九日